

令和 7年分 給 与 所 得 者の扶養控除等(異動)申告書

あなたとの統柄

生年月日

個 人 都 号

+記載不要。

氏

退職手当等を有する

配偶者·扶養親族

名

TA TF RA SA (該当にOをしてください。) 適用期間は令和7年4月から令和8年3月までとみなします。

	書税務署長等 税務署	総与の支払者 の名称(氏名) 学校法人 青山学院								フリガナ あなたの氏名	あなたの生年月日										様たる給与につ いての共業物験	
	税務署長	給 与 の 支 払 者 ポニの申告者の提出を受けた始与の文化をが記載してびさい。 の 法人(個人)番号 3 0110 0500 0353						あなたの個人番号	号 *配蔵不要* あた						たとの続柄					等申告書の提出 提出している場合 には、O印を付け		
	市区町村長	1	住所)	责谷区渋	1870 - 1/1					あなたの住所 又 は 居 所	郵便番号									配偶者の有無	月 "卅	てください。
54	たに源泉控除対	象配偶者、問	客者に放	当する同	一生計	配偶者及	び扶狐	親族がた	な、かつ、	あなた自身が障害者、寡		は勤労学生	のいずれにも割	送当しない	い場合に	ま、以	下の各	欄に記	こ入する	必要に	はありませ	h.
	区分等	(フ リ ガ ナ) 氏 名		- 1	個あなたとの技術			号目	老人扶養親族 (昭31.1.1以前生) 特定扶養親族 (平15.1.2生~ 平 19.1.1生	本年中の 所得の見積級 生計を一に する事実	非居住者	者である親加	Ę	住	所	又	Id	居	萨	ř	異動月日及び事由 木年中に異動があった 場合に記載してください	
	源泉控除 A 対象配偶者 (注1)					*記載	不要。	起度			P											(以下周じ。)。
生こる合う		1				◆記憶不要◆				口間居老親等口その他		口 16歳以上30 口 留学 口 障容者							***			
0										□ 特定扶養親族 □ 尚居老親等		□ 38万円以上の支払 □ 16歳以上30歳未満又は70歳以上						-				
からお	T pagestary state of the	2			-	•記載	不是			ロ その他 ロ 特定扶養親族	-	口 第字 口 跨存者 口 38万円以上の支払										
	控除対象 B 扶養親族 (16歳以上)		3			*記載:	不要*		10	口同居老親等口その他			の支払 歳未満又は70歳以上	1		-	-			-		-
BI 40	(平 22.1.1以前生)						T			口 特定扶養稅族		口 算書者 口 38万円以上の	のまれ									
	ACII-09	5				*記載	不學。	5		□ 問居老親等 □ その他		□ 16歳以上30	めえ信 歳未満又は70歳以上	1						-		
							1			口 特定扶養親族		口 俗学 口 純 書者 口 38万円以上の	O#11	1								
						₩記載	不要+			口同居老親等口その他		口 16歲以上30歲未濟又は70歲以上 口 個学		-								
,		5								□ 特定扶養親族		口 算書者 口 38万円以上の	の支払									
-		口 障害者	区分	該当者	本	7	同一	生計者(注2)	扶養親	現族 口 寡 婦	障害者又	は勤労学生							37.5			異動月日及び事由
1	降音者.寡		一般の障	害者		医摘在(注2)		P(/IC)	()人 ロ ひとり親												
	分 婦,ひとり親 又は勤労学生		特別障害	者)人 口 勤労学生	(注)1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(本年中の所得の見複雑が900万)					の人に	限ります。)¿##	5-15+X	配偶者(4	* 本本意志	表として終ちの		
1			同居特別						()人	支払を受ける。	人及び白色事業3 異者とは、所得者	専従者を除きます。)で と生計を一にする配り	、本年中の	所例の見積	騒が957	万円以下	の人をい	います。			
1		上の鉄当する項									所得の見複数	が48万円以下の	人をいいます。	-		-57.00						
他の所得者が 控除を受ける		H	氏 名			続 柄 生年月日			日	住所又	は居所		氏	名	控除を受ける作名 あなたとの 競 情				異項	カ月日及び事由		
	扶養親族等				-		+		. 1		-		+	-	-	-		_			_	
Ē	民税に関する事	耳頂(この欄)	ま、地方を	脱法第45	5条の3	の2及1	ド第3	7条の3	の2に基	づき、給与の支払者を	経由して市	区町村長に	提出する給与	所得者	の扶養	親族	申告書	あ 記	戴欄を	兼ね	ています	.)
	W. College	(7	(フ リ ガ ナ) 氏 名			個人番号続柄				生年月日	住所又は居所					1	空除対象	1.91	本年の	ÞΦ	T	月日及び事由
	住民税に 関する事項 6歳未満の	1			+記載不奨+																	
1	失 養 親 族 22.1.2以後生)	2				+記載不	要:															
		3				●記載不	要中	6							7.51							

住所又は居所

非居住者である駅族

□ 記載者 □ 排析者 □ 非万円以上の支払 □ 30億未募末は70億以上 □ 哲学

本年中の所得の見積額

□ - £9 □ 1981

障害者医分 異動月日及び事由 存締又はひとり収

ロ京場ロひとり収

(1) この申告書は、合和7年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。

(2) この申告書に記載すべき事項が令和6年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない 場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書(以下「蘭島な申告書」といいます。)を提出する ことができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国民庁ホームページに掲載している、記載のしかた(記載例)をご確認く ださい (表面の二次元コードからもご確認いただけます。)。

(3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動

後の内容に補正してください。

(4) 2か所以上から輪与の支払を受け、1か所から受ける輪与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別) 控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与 の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。

(5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除 申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者

に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

(1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄を記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。

(2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象表表現族、年齢16 歳未満の扶美製族又は退職手当等を有する配偶者・扶養製族のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、 マイナンバー(個人番号)の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

(3) 「船与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、船与の支払者の法人番号又はマイナンバー

(個人番号) を記載してください。

(4) 「主たる輪与」とは、この申告書を提出した輪与の支払者から受ける輪与をいい、「従たる輪与」とは、それ以外の輪与の支払 者から受ける給与をいいます。

(5) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であ るときは「その他」にチェックを付けてください。

また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。

(6) 「令和7年中の所得の見帳額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を設 度とします。)) を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。

なお、非膜限とされる遺族年金などの所得、源泉分離課限が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養製族等の判定の基礎となる所得には含まれません。

(7) 源泉控除対象配偶者が非居住者(は)である場合には、「非居住者である親族」欄に〇印を付けてください。また、控除対象扶養 製版が非居住者であり、その非居住者の年齢が 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上である場合には、「非居住者である製族」欄の 「16歳以上 30歳未満又は 70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が 30歳以上 70歳未満で一定の要件を満たす人(下記 4 ⑤ロウ小に該当する人)である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該 当する項目にチェックを付けてください (2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。)。 (注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。

(8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末開整時に、合和7年中にその親族に送金等を

した金額の合計額を記載してください。

(9) 「陸書者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。 イ 障害者 (特別障害者) ……障害の状態又は交付を受けている手製などの種類と交付年月日、障害の程度 (障害の等級) など の障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害 者であるときは同居の有無)、マイナンバー (個人番号)(地)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和7年中の所得 の見機頼(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載して いる事項については、氏名を除き、記載を省略できます。)

また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一生計配偶者又は扶養 親族に送金等をした金額の合計額 (送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。)

(注) 一定の要件の下、マイナンバー (個人番号) の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。 ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和7年中の所得の種類とその見積額

(注) 基婦又はひとり義に該当する人については、この欄の記載を要しません。(3) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親談等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者で ある同一生計配属者者しくは年齢 16 歳未済の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の 扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載し

(1) 「住民税に関する事項」欄は、①扶業製族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等(源泉数収されるものに限ります。以下(1)において同じです。)の支払を受ける配偶者(退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。)又は扶業製族を有する場合並びに③寡婦又はひとり製に該当する場合(退職手当等の支払を受ける扶養製族を有する場合に限りま す。) に記載してください(住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には追職所得の金額は含めないこととされていま す。)。退職手当等の支払を受ける年齢 16 歳未満の扶養製族について、退職所得を含む所得の見額額が 48 万円を超える場合には、 「16 歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退撃手当等を有する配偶者・扶養親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国外扶養 親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記 3(2)の確認書類を令和 8 年 3 月 16日までに住所所在地の市区 町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まい の市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

(1) 年の中途で鉄戦した人で前職のある人は、前の動務先から交付を受けた源泉微収票などを、また、年の中途で従たる給与を主 たる船与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた誤泉機収票などを添付してください。

(2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合に必要な添付書類等の手続の評細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者 である製族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。

扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族

ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者

ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者

非居住者である親族について 扶養控除等の適用を受ける方へ】

(3) あなたが、動労学生である場合(専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。)には、文部科学大臣 又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。

4 扶養親族等の範囲

【①同一生計配偶者】 所得者 (この申告書を提出する人をいいます。) と生計を一にする配偶者 (青色事業専従者として給与の支 払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の 収入金額が103万円以下)の人

【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が 1,000 万円以下である所得者の配偶者

【③鳳泉控除対象配偶者】 所得者(令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色 事業専従者として紛与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) で、令和7年中の所得の見積額が 95 万円以下 (給与 所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人

(注) 夫婦の双方がお互いに誤泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

【④扶養觀練】 所得者と生計を一にする觀練(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除き ます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見稼額が48万円以下の人

【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人

イ 扶養製族が居住者の場合 年齢 16歳以上の人 (平成 22年1月1日以前に生まれた人)

ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人

(4) 年齢16歳以上30歳未満の人(平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人)

年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)

(い) 年齢30歳以上70歳未満の人(昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「哲学により国 内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための 支払を38万円以上受けている人」

【④特定扶養觀測】 ⑤の控除対象扶養製族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の人 (平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日ま での間に生まれた人)

【⑦老人扶養教練】 ③の控除対象扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人 (昭和 31 年 1 月 1 日以前に生まれた人)

【節間居老裳等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を 常況としている人

【①障審者 (特別障害者)】 所得者本人又はその(Dの同一生計配調者や(Dの扶養親族で、次のいずれかに該当する人

精神上の障害により事理を弁職する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。

ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人・・・・このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者にな

ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。

ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人・・・・・このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別 険害者になります。

ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人・・・・・このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの 人は、特別障害者になります。

へ 原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。

ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。

寿精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和36年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長、特別区の区長や福祉 事務所長からイ、ロ又は二に準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又は二の特別障害者と同程度の障 害がある人は、特別職害者になります。

【砂同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は①の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一に するその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人

【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合は、 **輸与の収入金額が6,777,778 円以下)、かつ、その所得者と事実上婚期関係と同様の事情にあると認められる者がいない人(⑩のひ** とり親に該当する人を除きます。)

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、①の扶養親族を有する人

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人

【砂ひとり数】 所得者本人で、次の全てに設当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が 500 万円以下、かつ、その所得者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人

イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人

ロ その所得者と生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は①の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所 得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。)を有する人

【⑩動労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人

イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を 受ける訓練生であること。

ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。

ハ 令和7年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給 与所得等以外の所得が10万円以下であること。

書類 送金関係 幣 38 万円 送金 類 0) 添

TA TF RA SA (該当にOをしてください。)

7年分 絵与所得者の基礎控除由告書 兼 絵与所得者の配偶者控除等由告書 兼 所得金額調整控除申告書

TO THE A TOTAL OF THE WORLD WATER THE PARTY OF THE PARTY	
所館税務署長 給 与 の 支 払 者 の 学校法人 青山学院 名 称 (氏 名)	(フリガナ)
渋谷税務署	あなたの氏名
粉彩翠色 左 州 / 件 產 / 然	あなたの住所 又 は 居 所

~記載に当たってのご注意~

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が1,33万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告
- 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください「「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありま
- せん。)。 ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受け ようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の主たる給与の収入金額が850万円 以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しな い場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆



◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- ○「控除額の計算」の表の「区分1」欄については、「基礎控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分 I 」欄が(A)~(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分 II 」欄が(D~(D)に該当しない場合は、配偶者控除及び 配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(m) () ()		4	既	ň		(I)	- SA		4	3		13	6.2	14	K	0)	生	4	JI.	П
(フリガナ) 配偶者の氏名	= in them we																			
10 Pl 0 1 Pl 1													<u> </u>						-	_
	1 5	te	5 K	i ne	個の食	n .	NIE.	19	K	7 1	16	200	非 塩	IE.	X	4 4	18-	· 12 3	131	1 1/2

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 48万円以下かつ年齢70歳以上 所得の種類 収入金 所 得 金 (D) W. □ (昭28.1.1以前生) 《老人控除対象配偶者に該当》 給与所得 (Q) □ 48万円以下かつ年齢70歳未満 E'c 19 □ 48万円超95万円以下 (3) 给与所得以外 (2) の前得の合計額 (D) □ 95万円超133万円以下 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額) 区分Ⅱ (上の①~④を記載)

Н	0	控制	余額の計	算				÷.	••••••	•••••		•••••	•••••	
П				A Comment		NO. COLOR		区分	п					配偶者控除の額
Ш	1		_		_	④(上記「	配偶者の本	年中の合計	所得金額。	の見積額((1)と(2)の合	片額)」(本月	『の金額》)	
			0	2	3	95万円初 100万円以下	100万円板	103.717143 110.774117	110万円超 115万円以下	115 6 PHI 120 6 PHILET	120万円相	125 <i>3</i> /1942 130 <i>3</i> /1920F	130 514A5 133 5/P42CTF	PA WATER TO A
	K	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	配偶者特別控除の額
•	分	В	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	円
	1	С	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	※ なの「陸阜額の計算」の表
П	摘	要	配偶和	音控除				配偶	者特力	川 控 除				を参考に記載してください。
		_												

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末興整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

年末調整において所得金額調整陸峰の適用を受けようとする場合は、「要件」側の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「会扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人)いる場合は、いず れか1名を記載することで発し支えありません。)

なお、「変作」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで売し支えありません。

○ 集事選挙にきいる訴訟会補関整体験の類について社会はの支払者が計算しますので、この申告書に預告金額関係物除の類を記載する関はありません。

	证据此的有所特别的安徽	(右の大幅の方を記載)
要	口何一生非配例者当分特別符書者	(右の合偶及び★側を記載)
件	コ 休養複談が特別取出者	(有の小根及び大傷を記載)
11	口 执系规则分平前23点末调(平12.1.2以後生)	(右の分類のみを記録)

7	(フリガナ)	ti.	25	(I)	*	10	64	A	10	15	左記の	者の	电邻月	B
/ 扶養	同一生計配偶者又は挟瓷貌族の氏名				180) तर्	THE !				明· 火·暇 平· 谷	fit	η	ti
视族				上台の		8 D	医侧侧	人は	(11)	斯斯	をよって あなたとの影			
Ÿ														

特別障害者に該当する事実 531 麻 □扶養控除等申告告のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(背色事業事徒者として給与の支払を受ける人及び白色事業事徒者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が18万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

一 ◆給与所得者の基礎控除申告書◆

1-1 申告についてのご注意

- [1] この甲台書は、年末調整において基礎控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の前日まで 給与の支払者(2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者(「扶養控除等中告書」を提出
- した辞与の支払者)) に提出してください。 (2) あなたの木年中の合計所得金額の見積額が2,500万円を超える場合には、基礎控除の適用を受けることができません。 (注) あなたの生未凋整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、生未凋整は行われません。

1-2 記載についてのご注意

- 「あなたの本年中の合計所得金額の見精額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」 をご参照ください。
- 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額)」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄に チェックを付け、その該当する控除額(48万円、32万円又は16万円)を「基礎控除の額」欄に記載してください。 なお、「判定」欄にチェックを付けた項目が(A)~(C)に該当する場合は、その該当する区分(A~C)を「区分1」欄に記載 してください(「配偶者特除等中告書」を記載する必要が無い場合は、「区分丁」攝の記載は必要ありません。)。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

2-1 申告についてのご注意

- この中台書は、年末調整において配偶者特除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払 を受ける日の前日までに、給与の支払者 (2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、主たる給与の支払者 (「扶養控除等中告書」を提出した給与の支払者)) に提出してください。
- [2] あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円を超える場合又はあなたの配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万 円(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が2,015,999円)を超える場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるこ とができません。
 - (注) あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。
- (3) あなたの配偶者が、あなた以外の所得者の扶養親族とされる場合、青色事業中従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業 明従者に該当する場合には、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- 大婦の双方がお互いに配偶者特別特除の適用を受けることはできません。
-) 非原体者 ⁽⁴¹⁾ である配偶者に係る配偶者核除又は配偶者特別特殊の適用を受ける場合には、「非原体者である配偶者」欄に〇印 を付け、「生計を にする事実」欄に本年中にその配偶者に遊金等をした金額の合計類を記載するとともに、その配偶者に係る 「視族関係書類」 ⁽⁴²⁾ 及び「送金関係書類」 ⁽⁴²⁾ をこの申告書に添付してください(その配偶者に係る「親族関係書類」を「扶養 「親族別所書別」 一次の「近郊別所書別」 でしか平台に向けてくたさい、「でのた時名に示る「親族別所書別」を「秋葵 接給等中告書」に給付し給与の支払者に提出している場合には、この中告書に「親族関係書類」を添付する必要はありません。)。 なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、設えも添付する必要があります。 (注)1「非別任者」とは、国内に任所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に民所を有しない個人をいいます。

 - 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをい います。
 - ① 戸籍の附集の写しその他の国乂は地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券(パスポート)の写し
 - 2 外国政府又は外国の地方公共団体が発行したよ類(その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの に限ります.)
 - 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 (1) 全融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明ら
 - かにする書類
 - ② いわゆるクレジットカード充行会社の書類又はその写して、そのクレジットカード充行会社が交付したカードを提示 してその配偶者が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に担当する額をあなたから受領したこと を明らかにする書類

2-2 記載についてのご注意

- 「配偶者の個人番号」欄には、配偶者のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー (個人番号) の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」 をご参照ください。
- 「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)」欄により計算した合計所得金額の見積額に基づき「判定」欄に
- チェックを付け、その該当する区分($(\mathbf{0} \sim \mathbf{0})$)を「区分 $\mathbf{1}$ 」欄に記載してください。
 (4) 「基礎控除中省書」の「区分 $\mathbf{1}$ 」欄($\mathbf{A} \sim \mathbf{C}$)及び「配偶者控除等中省書」の「区分 $\mathbf{1}$ 」欄($(\mathbf{0} \sim \mathbf{0})$)にそれぞれ記載した区分 を、「控除額の計算」の表に当てはめて求めた控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載してください。

─ ◆所得金額調整控除申告書◆ —

3-1 申告についてのご注意

- (1) この中告書は、年末関整において所得金額関整控除の適用を受けようとする場合に、令和4年の最後に給与の支払を受ける日の 前日までに、給与の支払者(2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合には、上たる給与の支払者(「扶養抗除等中告止」 を提出した給与の支払者))に提出してください。
- (2) あなたの年末調整の対象となる鉛与の収入金額が850万円以下の場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができません。
- (注)あなたの年末調整の対象となる給与の収入金額が2,000万円を超える場合には、年末調整は行われません。(3)あなた以外の所得者の所得金額潤整控除の適用において、灰のイ、ロメはハに該当する特別原省者 (**1)又は年齢23歳未満(平12. 1.2以後生)の人とされた人であっても、あなたの所得金額調整控除の適用において、次のイ、ロメは小に該当する特別障害者又 は年齢23歳未満の人とすることができます。 イ あなた自身が特別障害者 ロ 同一生計配偶者 ⁽²²⁾ 又は扶養親族 ^(2,8) が特別障害者

- 扶養親族が年齢23歳未満
- (注) 1「特別障害者」とは、次のいずれかに該当する人をいいます。

 - 精神上の魔害によりが理を弁蔵する能力を欠く常況にある人 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人

 - 精神院書者保健福祉手機の交付を受けている人のうち、院書等級が1級の人 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級メは2級の人
 - 戦傷痛者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が思給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人
 - 原了爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
 - 常に就床を要し、複雑な介護を要する人

- ③ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上(昭和33年1月1日以前生)の人で、その障害の程度が①、②又は③に該当 する人と同程度である人として市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人
- 2「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業等従者として給与の支払を受ける人及び白色事業等 従者を除きます。)で、木年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円 以下)の人をいいます。
- 3 「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族(配偶者、骨色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専 従者を除きます。)で、本生中の合計所得金額の見積額が18万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円 以下)の人をいいます。 なお、児童福祉法の規定により美育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる美
- 護を人で、あなたと生計を一にし、水年中の合計所得金額の見償額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。 (4) 年末調整における所得金額調整接除の額については、主たる給与の支払者(「扶養接除等申告書」の提出を受けた給与の支払者)

3-2 記載についてのご注意

が計算することになります(最大15万円)。

- (1) 「要件」欄の設当する項目にチェックを付けてください (2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つにチェックを付けてく
- ださい。) 「☆扶養親族等」欄の「左記の者の個人番号」欄には、特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族又は年齢23歳未満で ある状発親族のマイナンバー (個人番号) を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー (個人番号) の記載を要 しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 「女扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額(見積額」欄の記載に当たっては、「4 合計所得金額の記載についてのご注意」 をご参照ください。
- 「★特別院書者」欄の「特別院書者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、 障害の程度(障害の等級)などの特別障害者に該当する事実を記載してください(特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」 に記載している特別應害者と同一である場合には、特別應害者に該当する事人の記載に代えて「扶養控除等申告書のとおり」にチ エックを付けることで差し支えありません。)。

各申告書の合計所得金額について ---

4 合計所得金額の記載についてのご注意

- 「基礎控除申告書」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各額、「配偶者控除等申告書」の「配偶者の本年 中の合計所得金額の見積額の計算」の表の各欄の記載に当たっては、次の事項にご注意ください。
- なお、「所得金額調整性除申告書」の「女扶養親族等」欄の「左記の者の合計所得金額(見積額)」欄については、次の(1)と(2)の合計額を記載してください。

(1) 給与所得

- 停給、給料、質与や賃金(パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。)は給与所得となります。
- 2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合。「収入金額」欄及び「所得金額」欄は2以上の給与の総額により記載す ることとなります。
- 「所得金額」欄には、次の【給与所得の金額の計算方法】により求めた給与所得の金額を記載してください。なお、所得金額 調整控除や特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除してください。 ※ 所得金額調整控除の計算については、次の【所得金額調整控除の額の計算方法】をご参照ください。
- 特定支州控除の計算については、国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] のタックスアンサー「給与所得者の特定支 州控除」をご参照ください。

【給与所得の金額の計算方法】

統与所得の金額は、給与のW 人会額から給与所得控除額を控除した残額とされており、次の表により求めた金額となります。

給与の収入金額((®)	給与所得の金額
1円以上 550,999円以下	0円=所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	(②) —550,000円=所得金節
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円=所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円=所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円=所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円=所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	①:(③)÷+(千円未満切捨て)=(⑤) ⇒ ②:(⑤)×2.4+100,000円=所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下	①:(③)÷4(千円未満切拾て)=(⑤) ⇒ ②:(⑤)×2.8-80,000円=所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下	①:(③)÷ 4 (千円未満切捨て)=(⑤) ⇒ ②:(⑥)×3,2-440,000円=所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下	(回)×90%-1,100,000円=所得金額
8,500,000円以上:	(⑥) -1,950,000円=所得金額

【所得金額調整控除の額の計算方法】

- 本の①又は②に該当する場合は、それぞれ次の①又は②の算式により計算した所得金額調整控除の額(①と②の両方に該当する場合は、それぞれ次の①又は②の算式により計算した所得金額調整控除の額(①と②の両方に該当する場合は、それらの合計額)が、その年分の給与所得の金額から控除されます。 ※ 所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
- あなたの本年中の給与の収入金額(2以上の給与の総額)が850万円を超え、「3-1 申告についてのご注意」の(3)のイ、ロヌ はハに該当する場合

[算式]

- (給与の収入金額 ^(m) -850万円) ×10%
- 1,000万円を超える場合は、1,000万円
- ② あなたの本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超え る場合 [梵式] 給与所得以外の
- 給与所得控除後の給与等の金額 ⁽³⁾ +公的年金等に係る雑所得の金額 ⁽³⁾ -10万円

